

	意見等	回答
<p>1 黒後 委員</p>	<p>①第3章の計画の基本的な考え方、「3. 基本目標（3）子育てと仕事の両立を支援する仕組みづくり」において、「父親の子育て参画の促進など、男女が共に子育ての責任を担い、協力して家庭を築くなど、仕事と子育ての両立を希望する子育て家庭を支える環境を整備するほか、子育て関連施設や企業との連携強化など」とあるが、これに対する具体施策は何かあるのか。</p> <p>②第4章施策の展開、「基本施策5 仕事と子育てとの両立の推進（1）仕事と生活の調和(ワークライフバランス)実現のための働き方の見直し」に位置付けられた事業は、個人へのアプローチのみか企業へのアプローチも含むのか。</p> <p>③幼児教育無償化により、私立幼稚園の一時預かり事業で増加見込みの保育利用者に対応しきれぬのか。 園の規模や方針・体制で対応できる内容はずいぶん異なるため、園児数や入園希望者の傾向は大きく変わっていくのではと思う。</p>	<p>①子育てと仕事の両立に係る具体的な施策について 子育て支援センターやその他民間事業者などが実施している既存のイベントやセミナーなどについて、父親の子育て参画の視点を共通認識として取り入れ開催していくことを働きかけ、父親の子育て参画に対する意識を官民連携のもと広く醸成していくことを想定しています。 また、ご意見を踏まえ、具体的施策の一つとして、「基本施策5 仕事と子育てとの両立の推進」において、男性を対象とした料理教室などを実施している、「魚ブランド化促進事業」を新たに位置付けました。</p> <p>②仕事と生活の調和における企業へのアプローチについて 「基本施策5 仕事と子育てとの両立の推進（1）仕事と生活の調和(ワークライフバランス)実現のための働き方の見直し」に位置付けられている就労支援講座などの事業は、受講対象者は個人ではあるものの、事業の実施に際しては、受講者ニーズに加え、企業と調整し企業の現状を踏まえた内容の事業を実施するなどの連携により実施していくものです。こうした調整により企業と連携していくことで、他の企業への波及を見込むほか、ワークライフバランスに対する企業の理解を深めていければと思います。</p> <p>③私立幼稚園の一時預かり事業により、増加が見込まれる保育利用者に対応しきれぬのかについて 本年10月から開始された「幼児教育無償化」は、就学前における幼児教育・保育施設の利用傾向に影響を及ぼすことが見込まれます。 制度の開始により幼稚園の利用希望が増加する可能性がある一方で、その背景にある就労意欲の高まりから保育施設の利用希望の増加に傾く可能性もあるため、必要な環境整備にあたっては、子育て世帯の就労ニーズがどこまで伸びるのか、どの“施設形態”に利用希望が現れるのかを見定めながら、対応策を図っていく必要があると考えています。 そこで、現時点では、保育施設（小規模保育事業や認定こども園も含む）の整備や定員変更を中心に保育の受け皿確保を図ることに加えて、私立幼稚園による「預かり保育の拡充」を始めとした“保育を必要とする利用者のニーズに見合う環境整備”も併せて実施することで、利用者の多様なニーズに応えていきたいと考えており、私立幼稚園に対して協力を求めて参ります。 なお、今後、各サービスの利用希望の状況を注視し、必要により中間年度で見直しを行ってまいります。</p>
<p>2 新村 委員</p>	<p>①ニーズ調査にもありましたが、子どもをみてもらえる知人・友人がいない方、相談できる人がいない方はたくさんいらっしゃると思います。支援センターは大きな存在だと思っていましたが、小学校へ上がると、利用しづらく思えることも。学校でのカウンセリングもありますが、日にちが限られているので、もう少し使いやすくしていただけると助かります。</p> <p>②小田原市の公園も、学校の近くにあるいは富士見公園くらいなのでしょうか。 小さなお子さんや放課後の小・中学校生、また地域のいこいの場として、もう少し増えてくれたらとの意見もよく聞きます。</p> <p>③放課後教室も通わせていただき、助かっています。 学校により、時間や学年それぞれ違いますが、それは今後学校側で調整されるのでしょうか。放課後の過ごし方、学習・宿題の取組、お友達との関わり、他の学年でも検討していただけると助かります。 小学校に上がり、不審者情報を耳にすることが増え、学校などでも授業の一つに自分で身を守る方法など、実際に教えてもらえるとうれしいと思います。護身術のようなものがあったらいいのかなと。 子供が入学してすぐ、学校の周りの歩道でケガをし、1年生の間で割と多く、歩道が劣化して石がむき出しに。毎日使うそんなところにも危険があるので、学校周辺の改善も今後見直していただければと思います。</p>	<p>①就学後の子育てに関する相談について 子育て支援センターは、施設の運営にあたり利用者が気軽に利用できるよう努めておりますが、国の制度に基づく施設として管理運営をしており、未就学児を対象とした施設となっております。 小学生入学後の相談については、市役所の教育指導課相談係（R2.4以降は(仮称)おだわら子ども教育支援センターでお受けしておりますので、お気軽にご相談ください。</p> <p>②小田原市内の公園について 小田原市では、市民の方々が利用する身近な公園として、現在137箇所の公園を管理しているほか、自治会や子ども会が地域の児童の遊び場として維持管理をしている児童遊園地が53箇所に設置されおりますので、地域の未就学児や児童により一層利用してもらえるよう努めていきたいと思っております。</p> <p>③放課後子どもにおける学校ごとによる時間や対象学年が異なることについて 放課後子ども教室は、参加児童の下校時の安全を確保するため、概ね16時に終了することとしています。放課後児童クラブが休所中で放課後子ども教室がその機能を兼ねている片浦小学校と、終了後に保護者がお迎えをする久野小学校については、16時を超えて実施しています。 対象学年や実施回数については、子ども教室の活動スペースを学校の特別教室としているため、時間割との調整が必要になります。このため、年度当初に教育委員会が学校ごとに話し合っ決定しています。 教育委員会としては、できるだけ多くの学年に参加してもらえるよう、引き続き学校と調整してまいります。</p>

3 佐々木 委員	<p>①子育て支援の入口となる保健師や地域の支援センターとのスムーズな繋がりについて</p> <p>初めての出産でワンオペなどの状況によって母親の負担は重く、産後うつや虐待の問題などが社会問題となっています。千葉県浦安市などでは、妊娠中から妊婦さんの不安なことや心配ごとなどに妊娠検診に訪れた際に担当の保健師さんがつきかけての子育て支援プランを作成し、全員の妊婦さんにお渡ししています。また、必要な方については、お住まいの地区担当保健師が個別に出産前から関わっています。</p> <p>また、子育て世代包括支援センターはっぴいまでいらしていただくことが難しい方については、ご連絡をいただき個別に対応させていただいており、外国籍の方についても、地区担当保健師が翻訳機器を使用したり、通訳と同行するなど個別に家庭訪問等にて対応しているところです。</p> <p>子育て世代包括支援センターを通して、必要な機関等につないだり、支援をしているところですが、まだまだ市民の方に子育て世代包括支援センターの役割等の案内が不十分のところがあるため、周知等に努め、皆様にご利用いただきやすい場所になるよう努力していきたいと考えています。</p> <p>そして、子育て支援センターでは、子育て支援員の資格を有するスタッフが育児相談を受けているほか、市内24箇所において月に1～2日、地区の民生委員が地域子育てひろばを開催しているところでございます。</p>	<p>①保健師や地域の支援センターとのスムーズな繋がりについて</p> <p>ご指摘のとおり、出産・育児は様々な問題があり、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために本市でも子育て世代包括支援センターはっぴいを設置いたしました。そのはっぴいでは母子健康手帳交付時に妊婦さん全員と面談をし、妊娠中から産後にかけての子育て支援プランを作成し、全員の妊婦さんにお渡ししています。また、必要な方については、お住まいの地区担当保健師が個別に出産前から関わっています。</p> <p>また、子育て世代包括支援センターはっぴいまでいらしていただくことが難しい方については、ご連絡をいただき個別に対応させていただいており、外国籍の方についても、地区担当保健師が翻訳機器を使用したり、通訳と同行するなど個別に家庭訪問等にて対応しているところです。</p> <p>子育て世代包括支援センターを通して、必要な機関等につないだり、支援をしているところですが、まだまだ市民の方に子育て世代包括支援センターの役割等の案内が不十分のところがあるため、周知等に努め、皆様にご利用いただきやすい場所になるよう努力していきたいと考えています。</p> <p>そして、子育て支援センターでは、子育て支援員の資格を有するスタッフが育児相談を受けているほか、市内24箇所において月に1～2日、地区の民生委員が地域子育てひろばを開催しているところでございます。</p>
3 佐々木 委員	<p>②ファミリー・サポート・センターや保育園、子育て支援センター内などでの一時預かり事業の充実について</p> <p>家の近所になかなか同世代の子どもがいない場合や経済的に厳しくて仕事復帰したい場合や冠婚葬祭などどうしても子どもを預けなければならない事情がある場合に、いつでも気軽に利用できるサービスの充実をしてほしいです。兵庫県明石市では、あかし総合窓口やこども保険センター棟に用務のある場合は時間によって一時預かりの利用料金を免除したり、支援センター内で保育士の資格を持った職員に一時預かりをしてもらえます。</p> <p>ファミリー・サポート・センターで託児を受ける方の中には、1人で小さい子を預かるのが不安な方も多いと思います。遊ぶ場所やおもちゃ、子ども用のトイレなどが充実している支援センター内や地域の図書館や公共施設など依頼しやすい場所です。</p> <p>そして一時預かりを受け入れてくれる保育園や施設が増えれば同学年の子ども同士での集団生活の関わり合いの練習や保育園の先生に子どもとの関わりを相談する機会にもなると思います。</p> <p>自宅近くの保育園に兄弟で入るのが難しい現状や、公立幼稚園が2年保育で私立幼稚園も地区によっては申し込みが集中しているため、幼保一体のこども園がもっと増えれば、待機児童問題も解消されて、安心して働けるママが増えると思います。</p>	<p>②ファミリー・サポート・センター及び子育て支援センター内における一時預かり事業について</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業において、支援会員が一時預かりをする際に、子育て支援センターを利用することは認められており、おもちゃやトイレなど設備が充実している子育て支援センターを利用する支援会員は現在もいらっしゃいます。その一方で、支援センター施設内において一時預かりを事業を実施ことは、預かる子どもの安全管理上、法により条件が設けられているなど一時預かりをできる施設は限られております。利用しやすい場所における一時預かりにつきましては、子育て支援センターなどの公共施設に限らず民間施設の利用も含め官民の連携により推進していければと思います。</p> <p>保育所における一時預かりは、子育てをしていく中で発生する様々な保育を必要とする場面に柔軟に対応できるサービスとして、充実を図っていく必要があると考えています。</p> <p>そこで、必要な方がより利用しやすい環境を整備するために、これまで認可保育所が中心であった事業主体を、小規模保育や認可外保育施設に広げることで、受け皿を拡大していくことを考えています。</p> <p>また、認定こども園については、保育の必要性の区別なく適正規模の環境で、教育・保育を一体的に提供することにより、質の向上と保育の受け皿確保を併せて整備できる施設として捉えており、公立においては、施設の統廃合を前提に認定こども園を整備していくことを考えております。私立においても様々な機会を捉えて、移行に係る情報提供や相談・支援を行ってまいります。</p>
3 佐々木 委員	<p>③(仮称)おだわら子ども教育支援センター運営事業に望むことについて</p> <p>子育て支援センターの公開講座で、一昨年から「ことば・からだの発達」講座を実施して0～1歳・2歳と年齢を分けないと定員がいっぱいだったという話を聞いていたので教育支援センター内で発達や子育てをテーマにした講演会を定期的を実施してもらいたいです。</p> <p>また保護者が主体となった療育の推進のために、おかやま発達障がい者支援センターでは家族支援体制(ベアトレ)を重点課題にあげていて地域の行政を含む支援機関で発達障がい者支援コーディネーターを配置して実施しています。ペアレントメーター(発達障がいのある子どもを持つ先輩保護者)も一緒に参加してフォロー体制をとっているため、つくしんぼ教室などでも過去に療育に通ってどうやって今過ごしているのかなどのお話を聞く機会など設けていくと切れ目ない支援に繋がると思います。</p> <p>最後にインクルーシブ教育のための環境整備や教員指導を強化して、子どもの目線や気持ちに寄り添った支援をしてもらいたいです。発達障がいのある子どもたちに対して、国立特別支援教育研究所がインクルーシブ教育システム構築データベースを更新していますが、認知行動療法の視点で問題行動が起きる前後を分析して、専門家・保護者・学校で連携しながら合理的配慮をすることで子どもの自己肯定感を高めてあげる教育を早い段階から実施していくことがうつや引きこもり・不登校などの二次障害を防ぐためにも必要だと思えます。そのためにも、教育機関と行政の連携・提携が必須だと思えます。</p> <p>平塚市や南足柄市の高校では障がいのある子どもでも支援しやすい環境づくりを積極的に取り入れているという話を聞きました。</p> <p>なかなか支援の形に正解はないと思いますが、教育支援センターができることで子どもの成長を、引き継ぎながら切れ目なく見守る支援体制ができるととても良いと思えました。</p>	<p>③(仮称)おだわら子ども教育支援センター運営事業に望むことについて</p> <p>本市では、「共に学び共に育つ」教育を推進しており、障がいの有る無しに関わらず、すべての子どもたちができるだけ同じ場で学ぶことを目標として、一人一人の教育的ニーズに配慮した支援を展開しています。こうした考えのもと、インクルーシブ教育推進のための基礎的な環境整備や合理的配慮の提供に努めてきましたが、令和2年度から教育支援センターの開設後は、関係機関のチームアプローチにより、これまで以上に切れ目のない支援を展開していきます。</p>

<p>4 高須 委員</p>	<p>①P43 (4) 子育て支援のネットワークづくりについて 「多様かつ切れ目のない支援」については様々な箇所掲げられていますが、どこかに具体的な記載ができないかと思いましたが。全体を見ますと、この個所に入れるのが良いのかと思いましたが提案させていただきます。</p> <p>他の委員の方もおっしゃっていましたが、「子育て支援のネットワーク」については、そのことにどのような意味があって、どのようなネットワークとするのが事業内容の欄に反映されると良いと思います。</p> <p>その意味では、子育て世代包括支援センターは記載があるのですが、ぜひ子育て支援拠点についても記載していただき、妊娠期から幼児期までを主に保健師が中心となり支援を行う「センター」と、センターの支援を引き継ぐ、あるいは並走する形で連携しながら支援を行う「拠点」のネットワークについても、わかりやすく記載していただけたらと思います。</p> <p>②P49 「(1)次代の親の育成・子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備」について 児童相談所で保護者とやり取りをしていて思うのは、現代に必要とされる生活スキルを学んでおらず、自分の親世代の価値観から抜け出せないままの方が大変多いことです。</p> <p>たとえば、テレビでさんざん報道されているのでだいぶ少なくなってきましたが、子どもをしつける際には多少の暴力はやむを得ないと考える方もいまだにあり、暴力を使わずに育児をするよう伝えと、ではどうすればよいのかと壁に突き当たってしまいます。</p> <p>時代に合った対人関係を身につける機会を教育の場で与えることができれば、それは虐待予防の一つ大きな柱になります。教育については門外漢なのであまり要望してはいけないのかとも思いますが、たとえば、「子どもを育てるために必要なスキルを学習する」のような事業を一つ設けられたら、と思います。暴力を使わないで望ましい行動をとることができるように、自分に子どもが生まれたら、どのように子どもを指導したらよいのか、あるいは、自分の感情を暴力を使わずに相手に伝えるためにはどうしたらよいのか、等、具体的な授業内容の組み立ても不可能ではないと思います。</p>	<p>①P43 (4) 子育て支援のネットワークづくりについて ご意見を踏まえ、P43 (4) 子育て支援のネットワークづくりに係る説明分を、<u>「子育て家庭に対して、きめ細かな子育てサービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するなどサービスの質の向上を図るとともに、多様かつ切れ目のない支援を行うため、子育て支援サービス等のネットワークの形成を進め、子育て支援サービス等が利用者に十分周知されるよう情報提供に努める。」に修正し、</u>それに加え、<u>新たに子育て支援拠点管理運営事業を位置付けました。</u></p> <p>新たに位置付ける子育て支援拠点管理運営事業の事業内容としては、「子育てに関する情報の収集及び提供、講座等の開催を通じ、子育て家庭に総合的な支援を行うほか、子育て支援拠点として各機関とのネットワークを活かした支援をする。」とします。</p> <p>②P49 「(1)次代の親の育成・子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備」について 残念ながら、現実に保護者等から暴力を受けて育っている子どももいます。家庭環境を含め、それぞれ生育環境が違う子どもたちに対し、「自分に子どもが生まれたらどのように子どもを指導したらよいのか」について、直接授業で扱うことは非常に難しいと考えます。</p> <p>ただ、「自分の感情を、暴力を使わずに相手に伝える」というような社会的スキルについては、「特別の教科 道徳」や「特別活動」ですすでに取り組んでおり、引き続き推進していきます。</p> <p>公立の保育園・幼稚園において、中学生や高校生（以下「中高生」という。）を対象に「保育体験学習事業」として、乳幼児とふれあう機会を提供しています。</p> <p>中高生には、こうした体験を通じて「生命の大切さ」や「子育ての喜びと難しさ」などを学んでもらうことにより、将来の親としての自覚や思いやりの心を養うとともに保育士や幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）の対応や説明をとおして、乳幼児に対しての向き合い方を感じることができると考えています。</p> <p>現状では、通常保育・教育の傍ら各学校からの要請に応じて順次受入れを行っている中で、対応する保育士等の負担なども考えると「体系立てた学習機会の提供」までは困難ですが、各学校からの要請にはできる限り対応していくとともに、ニーズの増加や保育・教育環境の状況変化なども踏まえ、関連部署とも連携し必要な環境整備について検討していきます。</p>
<p>厚生文教 その 他 常任委員 会におけ る意見</p>	<p>保育士の確保方策に関する記述について追加すること</p>	<p>・第4章 施策の展開 P43に、新たに「<u>(3) 幼児教育・保育を担う人材の確保</u>」を追加し、それに係る個別事業を新たに追加しました。</p> <p>・第5章 子ども・子育て支援法に基づく実施計画 P75「<u>(2) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保について</u>」の②<u>質の高い教育・保育の必要性等に係る基本的な考え方と推進方策の5段落(さらには、・・・)に、保育士の確保方策に係る記述を追加しました。</u></p>